高知県から森林所有者のみなさまへのお知らせ

間伐や造林などに関する支援制度（令和3年度）

1．施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

■造林事業(国庫補助等)　下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道など

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等
森林環境保全直接支援事業	除伐	11～25年生 (除伐)	不用木の除去、 不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること ①森林経営計画の認定を受けた方 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた方 ※施業実施前に「事前計画書」の提出に努めること ※補助率は68%
	間伐 (保育)	保育間伐A 11～35年生 保育間伐B 36年生～ 保育間伐D 31～60年生	不用木の除去、 不良木の淘汰 ※保育間伐Bは、伐採木の平均胸高直径が18ｃｍ未満	0.1ha以上／施行地	30% ※保育間伐Dは25%	
	間伐 (搬出)	11～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の 2倍以下の林齢	間伐及び伐倒木の搬出集積	0.1ha以上／施行地 ①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m3/ｈａ以上 ②特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積10m3/ｈａ以上		下記の①、②のいずれかに該当していること ①森林経営計画の認定を受けた方 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた方、かつ集約化実施計画の対象森林 ※施業実施前に「事前計画書」を提出すること（森林作業道の計画を含む） ※補助率は68%
	更新伐	31～90年生	間伐及び伐倒木の搬出集積、 植生の更新 (天然更新を含む)			
環境林整備事業	間伐 (保育)	保育間伐C 11～60年生	不用木の除去、 不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること ①市町村 ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等（地方公共団体および森林所有者と協定を締結した場合に限る。） ※補助率は72%（保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林）または県が定めた標準単価の36%(その他)

■みどりの環境整備支援交付金(県補助)　造林事業へのかさあげ⬆（造林事業と合計で概ね90%相当）

作業種	対象林齢	事業内容	補助率
除伐	11～25年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(除伐))へのかさあげ	定額　37,000円/ha
間伐 (保育)	11～35年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐A))へのかさあげ	定額　41,000円/ha
	11～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐B))へのかさあげ	定額　37,000円/ha
	31～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐D))へのかさあげ	定額　27,000円/ha （林内整理ありの場合は39,000円）
	11～45年生	造林事業(環境林整備事業(保育間伐C))へのかさあげ	定額　28,000円/ha

※補助要件等…造林事業で採択された除伐および保育間伐（A・B・C・D）とする

■木材安定供給推進事業(国庫補助)

下表以外の作業種…資源高度利用型施業(一貫作業、鳥獣害防止施設等)、林業専用道(規格相当)、森林作業道など

作業種	対象林齢	事業内容	間伐率	補助要件等	補助率
間伐 (搬出)	林齢制限なし	不用木の除去、 不良木の淘汰、 支障木やあばれ木等の伐倒・造材・集材搬出集積、積込・原木仕分け費	30%	【体質強化】 ①体質強化計画に明記された「原木　供給計画参画事業実施主体」のうち市町村、森林整備法人等および選定経営体 ②同一林班または区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること	定額（間接費を含む） ・搬出材積：10m3以上30m3/ha未満 171,000円～224,000円/ha以内 ・搬出材積：30m3以上50m3/ha未満 233,000円～305,000円/ha以内 ・搬出材積：50ｍ３以上70m3/ha未満 358,000円～468,000円/ha以内 ・搬出材積：70ｍ３以上 476,000円～623,000円/ha以内
除伐	11～25年生	不用木の除去、 不良木の淘汰		【成長産業化】 ①市町村、森林整備法人等および選定経営体 ②同一林班または区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること（除伐・保育間伐は除く） ③生産基盤強化区域内(除伐・保育間伐は、生産基盤強化区域およびこれに準ずる区域)で実施すること	定額（間接費を含む） 151,000円～197,000円/ha以内
間伐 (保育)	26～60年生	不用木の除去、 不良木の淘汰	25%		定額（間接費を含む） 141,000円～184,000円/ha以内

※事業規模…0.1ｈａ以上／施行地

2．自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業（自伐林家等を含む）

■緊急間伐総合支援事業(県補助)　　下表以外に路網整備（500～1,500円/ｍ）

作業種	対象林齢	事業名	間伐率	補助要件等	補助率
間伐 （保育）	11～60年生	公益林保全整備事業	30%	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林	定額　80,000円/ha
間伐 （搬出）	31～60年生	森林整備支援事業	30%	国庫補助の対象とならない森林 ※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限定	定額　183,000円/ha
			20%		定額　122,000円/ha

※事業規模…0.1ｈａ以上／施行地

3．再造林および被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業（県補助）

造林事業、木材安定供給推進事業への上乗せ（造林事業等と合計で概ね90%相当）、林地残材等の運搬に要する経費への支援など

作業種	補助要件等	補助率
再造林等	造林事業および木材安定供給推進事業で採択された人工造林および附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)、下刈り(隔年)とする。ただし、シカ被害防護施設については、再造林等と一体的に実施するものとする。	コンテナ苗による再造林等：県が定めた標準単価の27%以内（補助率68%の場合は合わせて95%） 上記以外の作業種：県が定めた標準単価の22%以内（補助率68%の場合は合わせて90%） ※再造林および耕作放棄地への造林に限る
シカ被害防護施設		
下刈り（隔年）		
再造林の推進 (林地残材等搬出)	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C材またはD材）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬	定額　600円/m3（チップ等端材）

環境林整備事業、みどりの環境整備支援交付金、公益林保全整備事業には、県民の皆さまから納めていただいた森林環境税が活用されています。

上記は、国および県の補助事業とそのおもな内容です。市町村によっては、独自の上乗せ（加算）などを行っている場合がありますのでご確認ください。また、事業によって補助要件等があります。詳しくは、森林の所在する次の林業事務所にお問い合わせください。

－お問い合わせ先－

高知県林業振興・環境部　木材増産推進課（造林・間伐担当）　０８８－８２１－４６０２、

安芸林業事務所　０８８７－３４－１１８１、　中央東林業事務所　０８８７－５３－０６５７、

嶺北林業振興事務所　０８８７－８２－０１６２、中央西林業事務所　０８８－８９３－３６１２、

須崎林業事務所　０８８９－４２－２３７１、　幡多林業事務所　０８８０－３５－５９７７、

もしくは、森林の所在する市町村、森林組合までお問い合わせください。